

国民健康保険制度が変わりました！

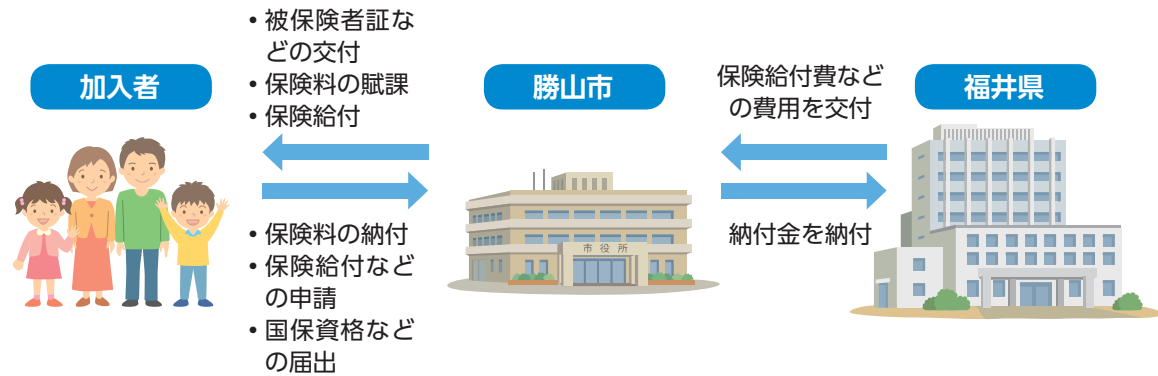
国民健康保険法の改正により、平成30年度から県と市町が一体となって国民健康保険を運営（県広域化）することになりました。

加入者（被保険者）の「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「所得水準が低く、保険料の負担が重い」などの課題解決を目指します。

◆これまで
市町村が個別に運営

◆平成30年4月から
《県の役割》

- ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定
 - ・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
 - ・国保運営方針の策定 など
- 《市の役割》
- ・加入者の資格管理（保険者証の発行）
 - ・標準保険料率などを参考に保険料率を決定
 - ・保険料の賦課・徴収 など



主な変更点

- ① 新しい被保険者証には、県名も表記
 - ② 資格の取得・喪失は県単位となるため、県内の他市町に引越した場合、県内の他市町に引越した場合、国保の資格は継続します。（ただし、届出は必要）
 - ③ 高額療養費の多数回該当の通算方法の変更
- 県内の他市町に引越した場合でも、該当回数に引越した回数も含まれて通算
- ※引越し前と世帯構成が同じなどの条件があります
- ※引越し前と世帯構成が同じなどの条件があります
- ③ 保険料率の改正および保険料算定方式の変更
- 県広域化および平成29年度までの財政見通しに基づき、国民健康保険料の税率を下記のとおり改正し、算定方式を所得割、均等割および平等割の3方式に変更します。（資産割の廃止）
- ※世帯主と被保険者の総所得金額が一定の条件に該当する場合、税額の軽減があります
- ※保険料の算定については、ホームページをご覧ください

平成30年勝山市国民健康保険税率など

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分(40～64歳)
所得割額*	6.5% (+0.8%)	2.1% (+0.3%)	1.8% (-0.3%)
資産割額	廃止		
均等割額(一人あたり)	2万6,500円 (+500円)	8,500円 (±0円)	9,000円 (-500円)
平等割額(一世帯あたり)	1万9,000円 (-4,500円)	6,000円 (-500円)	4,000円 (-4,000円)
限度額	58万円	19万円	14万円

()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値
*課税標準額(平成29年中の総所得金額等-33万円)×上記税率

変更しない点

各種届出の手続きや保険料の納付先などは今までどおり、市の担当窓口で行います。なお、現在「ご加入いただいた方が改めて加入などの手続きを行う必要はありません。」

勝山市・環境課(市役所1階)
☎88-8102
☎88-8101

福井県後期高齢者医療広域連合
☎0776-546330
市民・環境課(市役所1階)
☎88-8102

平成30・31年度の
後期高齢者医療保険税率など

所得割額*	8.1% (+0.2%)
均等割額	4万5,000円 (+1,300円)
限度額	62万円 (+5万円)

()内の数値は、前年度と比較した場合の増減値
*前年度所得×上記税率

平成30・31年度の保険料率などが左記のとおり改定されます。

※所得の少ない方や、社会保障等の被扶養者であった方には、引き続き軽減措置が実施されます

※詳しくは、県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください

平成30年4月から
後期高齢者
医療保険料が
改定されます

国保・年金

就職・退職・進学したら国民健康保険の手続きを!

次のものをお持ちのうえ、市民・環境課(市役所1階)でお手続きをお願いします

■共通持ち物 □印鑑(認め印可) □運転免許証 □マイナンバーカードまたは通知カード

■就職した場合など(国保を脱退)

- 新しい職場の健康保険証(保険を切り替える方全員分)
- 国民健康保険証(保険を切り替える方全員分)

■退職した場合など(国保に加入)

- 資格喪失連絡票(会社などの健康保険を喪失したことを証明するもの)
- 年金手帳(60歳未満でお持ちの方)

■進学で他の市町村へ住民票を移行した場合(遠隔地被保険者証の交付)

- 在学証明書(平成30年4月以降のもの)
 - 国民健康保険証
- ※修学を終えた方は、遠隔地被保険者証を返却し住民登録してある市区町村で国民健康保険に加入してください
- ※進学や退学により学生である期間が変更となる場合は、有効期限を変更する手続きが必要です

～平成30年4月から入院時の食事療養費の金額が変わります～

入院したときには、検査や手術、薬、診察代などは別に食事代として国が決めた「標準負担額」を病院に支払います。平成30年4月から住民税課税世帯の方の食事代がこれまでの1食当たり360円から100円値上がりし、460円になります。

1食あたり標準負担額		これまで	変更後
区分			
一般加入者(下記以外の方)		360円	460円
国保加入者と世帯主の住民税が非課税の世帯	低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
		91日以上入院	160円
	低所得Ⅰ	70歳以上75歳未満の方かつ世帯主と国保加入者の合計所得が0円の世帯	100円

※90日を超えた場合の標準負担額の減額適用には申請が必要です

市民・環境課(市役所1階) ☎88-8102

国民年金保険料は前納(まとめて前払い)がお得!

納付書での納付期限は、4月30日(月・振) ※金融機関の場合は、4月27日(金)まで

国民年金保険料を現金(納付書)で前納(2年・1年・6か月)すると割引がありお得です。納付書は、4月上旬に日本年金機構より発送されます。金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

なお、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。金融機関などの営業日にご留意ください。

※口座振替およびクレジットカード納付による新規申し込みは2月末日で終了しました

前納期間	2年前納	1年前納	6ヵ月前納
納付額	37万8,580円	19万2,600円	9万7,240円
割引額(毎月納めた場合と比較)	1万4,420円	3,480円	800円

市民・環境課(市役所1階) ☎88-8102

福井年金事務所 国民年金課 ☎0776-23-4516